

第1回 公文書管理のあり方有識者懇話会 意見取りまとめ

- 1 開催日時：令和6年1月23日（火）13:30～16:30
- 2 開催場所：7階第4会議室

（座長・副座長選出）

- ・ 「廣田（ひろた）委員」を座長に選出する。
- ・ 「前原（まえはら）委員」を副座長に選出する。

（条例制定に向けての沖縄県の課題等について）

- 1 公文書の管理に係る職員の意識を変えるためには、その研修のみではなく、公文書を分類することの意義、具体の分類の方法等をガイドラインや通知等で示し、それらに沿って職員が公文書の管理を行うことで、公文書の適正な管理を行うことが業務の改善につながるということに職員自身が気づき、それを繰り返していくことにより、職員の意識の変革が図られていくという流れを作るべきである。
- 2 公文書のレコードスケジュールを決めることは重要である。条例制定でこれまでの公文書管理の流れが変わるため、職員と公文書館の認識や意識改革が必要であり、研修制度が重要である。
公文書館に移管する文書であることの判断は、その文書を担当する職員が責任をもって行うべきである旨の規定を設けるべきである。

- 3 公文書館に移管した公文書は永久保存となり県民への説明することの責任は重い。移管した文書の利用は、県民へのサービスという認識ではなく、県の義務という認識をもって条例案を作成していただきたい。
- 4 骨子案の趣旨に「県民に対して政策形成過程のより一層の透明化を図るとともに県民に対する説明責任を果たす。」とあり、条例の目的に盛り込むかどうか、検討事項である。
- 5 実施機関関係施設の指定管理者等の文書管理について、条例で努力規定を設けることについては、検討してもいいと思われる。
- 6 公文書館で保管される文書は、県から移管した文書のみではなく、個人・法人から寄贈・寄託された文書があり、それを条例に含めるべきである。
- 7 公文書の管理の重要性を認識し、意識して取り組んだ職員を評価する旨をなにかしらの規定していただきたい。
- 8 新しい条例の制定に伴い業務が増加することが見込まれるため、公文書を担当する課の体制強化が必要である。

以上